

家庭用品品質表示法 繊維製品品質表示規程の一部を改正する
消費者庁告示案について（概要）

平成 26 年 12 月 16 日
消費者庁表示対策課

1. 家庭用品品質表示法の概要

家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号。以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とし、その対象となる家庭用品を指定し、品質に関わる事項を表示の標準として規定している。

2. 改正趣旨

家表法第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた繊維製品品質表示規程（以下「表示規程」という。）においては、現在、衣類等の繊維製品に係る家庭洗濯等取扱い方法の表示について、日本工業規格 J I S L 0217（以下「現行 J I S」という。）に基づいて表示することとしている。

現行 J I S では、我が国独自の取扱い表示記号を採用しているところ、市場のグローバル化等を背景に、平成 7 年頃から、取扱い方法の表示に関する国際規格である I S O 3758（以下「I S O」という。）との整合化が検討されてきた。整合化に当たり、I S O を我が国の洗濯習慣（繊維製品の自然乾燥やパルセータ型（縦型）洗濯機の使用）に合った内容にすべく、我が国から I S O の改正提案（自然乾燥記号の追加やパルセータ型洗濯機による試験方法の追加等）を行い、平成 24 年 4 月に我が国からの改正提案が反映された I S O が発行された。これを受け、平成 26 年 10 月 20 日に、I S O と整合した新たな取扱い表示記号を定める日本工業規格 J I S L 0001（以下「新 J I S」という。）が制定されたところである。

新 J I S では、現行 J I S と比べて取扱い表示記号が 22 種類から 41 種類に増え、繊維製品の取扱いに関するきめ細かな情報提供が可能となっている。また、取扱い表示記号が国内外で統一されることによって、消費者にとっては繊維製品を購入する際の利便性向上が期待される。

そこで、今般、表示規程における表示の標準となるべき事項について、現行 J I S を引用している記述を新 J I S に変更するため、所要の改正を行うものである。

なお、家表法においては、経済産業大臣は、表示の標準となるべき事項が定められる（変更される）ことにより、家庭用品の生産又は流通の改善を図

られると認めるときは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる旨が規定されている（家表法第3条第4項及び同条第5項）ところ、本改正は、経済産業大臣からの要請を受けて行うものである。

3. 改正内容

衣類等の繊維製品に係る家庭洗濯等取扱い方法の表示について、新JISに基づいて表示することとする。

4. 今後の予定

平成26年12月：消費者委員会への諮問

平成27年 1月：経済産業大臣への協議

1～2月：TBT通報（2か月）

2月：パブリックコメント（1か月）

3月：改正告示の公布

平成28年12月：改正告示の施行

改正告示の公布後、施行までには1年半～2年程度の周知・準備期間を設ける予定。

<添付資料>

資料1 経済産業大臣からの要請文書

資料2 洗濯表示記号の対比表

資料3 繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文

資料4 家庭用品品質表示法（抜粋）

資料5 新JIS制定に関する経済産業省プレスリリース資料（抜粋）